

申請に対する処分 審査基準及び標準処理期間の一覧表

○審査基準未設定理由
1 法令の規定において判断基準が言い尽くされているので、審査基準の設定は不要
2 処分の先例がないか、稀であり、審査基準を法令の定め以上に具体化することが困難
3 当面申請が見込まれず、審査基準を法令の定め以上に具体化することが困難
4 その他

○標準処理期間未設定理由
1 法令の規定において処理期間が定められているので、標準処理期間の設定が不要
2 現時点では申請が見込まれず、標準処理期間を設定する実益がない
3 事実関係の認定に難易差があり、標準処理期間の設定が困難
4 その他

No.	法 令 名	法令番号	根拠条項	許認可等の内容	審査基準		標準処理期間			処理機 関	経由機 関	備考
					設定状況	未設定 理由等	処理 日数	経由 日数	未設定 理由等			
1	児童扶養手当法	昭36法 238	6-1	児童扶養手当の 受給資格及び額 の認定	無	1	30			福祉事 務所		
2	児童扶養手当法	昭36法 238	8	児童扶養手当の 額の改定	無	1	30			福祉事 務所		
3	児童扶養手当法施行規則	昭36省令 51	20-1	児童扶養手当の 証書の再交付	無	1	5			福祉事 務所		
4	児童扶養手当法施行規則	昭36省令 51	21(21-5除 く。)	児童扶養手当の 証書の更新等	無	1	30			福祉事 務所		
5	特別児童扶養手当等の支給に関 する法律	昭和39法 134	5-1	特別児童扶養手 当の受給資格及 び額の認定	無	1	60		4	福祉事 務所	市町村	
6	特別児童扶養手当等の支給に関 する法律	昭和39法 134	16におい て準用す る児童扶 養手当法 31	特別児童扶養手 当の額の改定	無	1	60		4	福祉事 務所	市町村	
7	特別児童扶養手当等の支給に関 する法律施行規則	昭和39省 令38	21-1	特別児童扶養手 当の証書の再交 付	無	1	10		4	福祉事 務所	市町村	
8	特別児童扶養手当等の支給に関 する法律施行規則	昭和39省 令38	22(22-3除 く。)	特別児童扶養手 当の証書の更新 等	無	1	60		4	福祉事 務所	市町村	